

学校施設の確保に関する政令第十八条の規定による証票

(裏
面)

第 号 令和 年 月 日交付

官 公 職 氏 名

当該管理者
印

学校施設の確保に関する政令(抄)

第四条 管理者は、学校教育上支障があると認めるときは、学校施設の占有者に対してその学校施設の全部又は一部の返還を命ずることができる。但し、前条第一項第一号に該当する場合及び他の学校が学校教育の目的に使用する場合は、この限りでない。

第十三条 管理者は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員又は教育委員会の事務局職員(以下当該職員と総称する。)をして、返還を受けらるべき学校施設の引渡を受けさせるものとする。

第十八条 当該職員が第十三条及び第十六条の規定により学校施設の引渡を受け、又は土地若しくは工作物に立ち入り、測量若しくは検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第二十九条 第四条の規定による学校施設の返還を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。